

障がいのある人への職員対応要領

【窓口等対応マニュアル】



上田市 福祉部 障がい者支援課

はじめに

この職員対応要領（マニュアル）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第10条第1項の規定に基づき、上田市の事務又は事業の実施に当たり、障がいを理由とする差別を行わないよう、職員が適切に対応するための基本的事項を定めるとともに、障がいのある人が社会生活のさまざまな場面で、各種の窓口などを利用される際に、不安や不快な思いをされずに、主体的に用件を済ませることができるよう支援するためのものです。

障がいのある人と接する職員が、障がいを正しく理解し、適切な対応を行えるように、障がいに関する基礎知識と接遇の配慮などについて記しています。

対象となる職員

上田市の全ての職員（会計年度任用職員含む）

障がいのある人への対応の基本

- 1 人権を尊重し、プライバシーに配慮します。
- 2 障がいのある人が主体者であることに留意し、主体性や意向を尊重したお手伝いをします。
- 3 相手（障がいのある人）の立場に立った、分かりやすいコミュニケーションや安心感を持たれる接遇に努めます。

目次

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 障がいの特徴とサポート | |
| | 視覚障がい | 2 |
| | 聴覚・言語障がい | 4 |
| | 肢体不自由 | 7 |
| | 内部障がい | 9 |
| | 高次脳機能障がい | 11 |
| | 知的障がい | 14 |
| | 精神障がい | 16 |
| | 発達障がい | 18 |
| | 難病 | 20 |
| 2 | 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項 | |
| | 障害を理由とする差別の禁止 | 22 |
| | 合理的配慮の提供 | 22 |
| 3 | 窓口における具体的配慮 | |
| | 案内・誘導 | 24 |
| | 受付 | 27 |
| | 相談・説明 | 29 |
| | 手続き（書類記入、文書交付・閲覧、金銭收受） | 32 |
| | 緊急時の対応 | 37 |
| 4 | 障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備 | 40 |
| 5 | 理解促進のための研修・啓発 | 41 |
| 6 | 参考資料 | |
| | 関係機関・相談窓口 | 42 |
| | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 | 43 |
| | うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例 | 55 |
| | 指文字 50 音表 | 60 |
| | 手話（あいさつ） | 62 |
| | コミュニケーションボード | 64 |
| | ヘルプマーク | 66 |

1 障がいの特徴とサポート

障がい種別ごとに多少の違いはありますが、おおむね、障がいについての基礎知識、主な特徴（困難なこと）、障がい状況に応じた配慮、具体的な接遇（サポート）のポイント、という構成になっています。

視覚障がい

一言で視覚障がいと言っても、さまざまな見え方があります。「まったく見えない」「文字がぼけて読めない」「物が半分しか見えない」などさまざまです。

このようなことから、文字を読むことができても、歩いているときに障害物にぶつかったり、つまずいてしまう人や、障害物を避けてぶつからずに歩くことはできるが、文字を読めない人がいます。

また、白杖をもっている、盲導犬を連れているなど一見して分かる人もいますが、見た目では分かりにくい人もいます。



主な特徴

- ・一人で移動することが困難

慣れていない場所では、一人で移動することは困難です。

- ・音声を中心に情報を得ている

目からの情報が得にくいいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手しています。

- ・文字の読み書きが困難

文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい人が多いです。

- ・自分からの助けをもとめることが困難
周囲の状況が分かりづらいので、困っていても援助を求めることが難しい人が多いです。

サポートするときのポイント

- ・体に触れず前方から声をかける
周囲の状況が分からないため、相手から声をかけられなければ会話が始められないことがあります。また、知っている相手でも声だけでは誰か分からないこともあります。
- ・指示語は使わない
「こちら」「あちら」「これ」「それ」などの指示語では「どこか」「何か」分かりません。場所は「30センチ右」「2歩前」など、物は「〇〇の申請書」など具体的に説明します。場合によっては、相手の了解を得た上で、手を添え、物に触れてもらい説明します。
- ・同じペースで誘導する
誘導するときは、相手にこちらの肘や肩につかまってもらい、相手のペースに合わせて進みます。



点字と音声

点字は、指先で触って読む文字です。

視覚障がいのある人が、必ずしも点字を読めるわけではなく、点字を使用されるのは、1割で、残りの9割の方は、主に音声や拡大文字により情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読上げソフトを用いるほか、文字内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読上げ装置を使って音声化する方法もあります。

聴覚・言語障がい

聴覚障がいは、外見上は障がいがあるかどうか分からないことが特徴です。このため、聴覚障がい者が後ろから来る車の音に気づかなくて怖い思いをしたり、電車の中のアナウンスが聞こえず困ったりしていても、周りの人には分かりません。

聴覚障がいと一言と言っても、聞こえ方は様々ではありません。補聴器がなくてもなんとか会話が聞き取れる人、補聴器をつければ会話が聞き取れる人、補聴器をつけると大きな音は分かるが、会話は聞き取れない人など、人によってさまざまです。片耳はよく聞こえて、片耳が聞こえない人もいます。

聴覚障がい者は、聞こえ方やこれまでの生活によって、それぞれにコミュニケーション方法を身につけてきています。コミュニケーションには、音声での会話、手話、筆談、読話（どくわ；話し手の口の形や動きで話を読み取る）など、さまざまな方法があります。多くの方は、どれか一つの方法だけを使うのではなく、いくつかの方法を、相手や場面に応じて組み合わせて使っています。

言語障がいは、大きく二つに分けられます。一つは失語症や言語発達障がいなど、言葉を理解することや適切な表現が困難な言語機能の障がいと、もう一つは、口腔器官の障がいや吃音（きつおん）など、聞き取りの能力や理解力には支障がなく、発音や発声だけが上手くできない音声機能の障がいがあります。

主な特徴

- ・外見から分かりにくい
外見からは聞こえないことが分かりにくいいため、挨拶したのに返事をしないなどと誤解されることがあります。
- ・視覚を中心に情報を得ている

音や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。

- ・声に出して話せても聞こえているとは限らない
聴覚障がいのある人の中には、声を出して話せる人もいますが、相手の話は聞こえていない場合もあります。
- ・補聴器をつけても会話が通じるとは限らない
補聴器をつけている人もいますが、補聴器で音を大きくしても明瞭に聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている人も多いです。
- ・会話が困難なため、不便さを伝えられない
特に、言語障がいのある場合は、知りたいことを質問できない不便さから、周囲の人に理解されず、日常生活にさほど不自由していないと誤った理解をされることがあります。

サポートするときのポイント

- ・コミュニケーションの方法を確認する
聴覚障がいのある人との会話には手話、指文字、筆談、口話（こうわ）・読話（どくわ）などの方法があります。
人によりコミュニケーション方法は異なるので、どのような方法を行えば良いか、本人の意向を確認します。
- ・聞き取りにくい場合は確認する
言語障がいのある人への対応は、言葉の一つ一つを聞き分けることが必要です。聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認します。



さまざまなコミュニケーション方法

<手話>

手指の形や動きで表現し、目で読むコミュニケーション手段です。聴覚障がいのある人たちの間で自然に生まれ、国による標準手話の確定などを通じて発展してきましたが、地方によって表現の仕方が異なるものがあります。

<指文字>

指の形で「あいうえお～」を一文字ずつ表すものです。未だ手話になっていない新しい単語や固有名詞などを表すのに使います。通常は、手話と組み合わせて使用します。

<筆談>

メモ用紙や簡易筆談器などに文字を書いて伝える方法です。パソコンや携帯電話の画面上で言葉をやり取りする方法もあります。

- ・短い文で書いてください。
- ・日常使う漢字を使ってください。
- ・記号や図を用いて表現を明確にしましょう。

<口話、読話>

相手の口の動きを読み取る方法です。口の動きが分かるよう正面からはっきり、ゆっくり話すことが必要です。口の形が似ている言葉は区別が付かないので言葉を言い換えたり、文字で書くなどして補います。

また、マスクを着けたままだと口形や表情が読みづらいため、マスクは外します。

肢体不自由

体に機能障がいのある人は、日常生活の中でさまざまな制約を受けたり、不自由を感じる事が多くあります。たとえば、杖について歩いていたり、車いすに乗っていると、階段や少しの段差の昇降にも支障があります。同じ姿勢を維持することが困難な人もいます。手指や手・腕がなかつたり、まひがあるときには文字を書いたり、お金の扱いなど、細かな手先のことは大変に苦労します。また、読むこと・聞くこと・話すこと・書くことが困難だったり、口や舌の動きがまひしていると、言葉を使って周囲の人に自分の思いを十分に伝えることができません。肢体不自由の中でも、脳性まひ・脊髄損傷・筋ジストロフィーなどで全身に障がいがおよぶ人もいます。筋ジストロフィーは、筋肉が萎縮し、その機能を失っていく病気で、いくつかのタイプに分類され、全面的な介助を必要とする重度身体障がいとなる人もいます。

しかし、適切に対応されることにより、外出の機会が増えたり、楽に外出ができるようになります。

主な特徴

- ・移動に制約のある人もいる

下肢に障がいのある人では、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない人がいます。歩行が不安定で転倒しやすい人もいます。車いすを使用されている人では、高い所には手が届きにくく、床のモノは拾いにくいです。

- ・文字の記入が困難な人もいる

手にまひのある人や脳性まひで不随意運動を伴う人などでは、文字を記入できなかつたり、狭いスペースに記入することが困難です。

- ・体温調整が困難な人もいる

脊髄を損傷された人では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調整が困難です。

- ・話すことが困難な人もいる

脳性まひの人の中には、発語の障がいに加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えにくい人もいます。

言葉がうまく喋れない人に対して、子どもに対するような接し方をしないようにします。

サポートするときのポイント

- ・本人に確認する

どんなサポートが必要なのか、本人に確認するようにします。

- ・聞き取りにくい場合は確認する

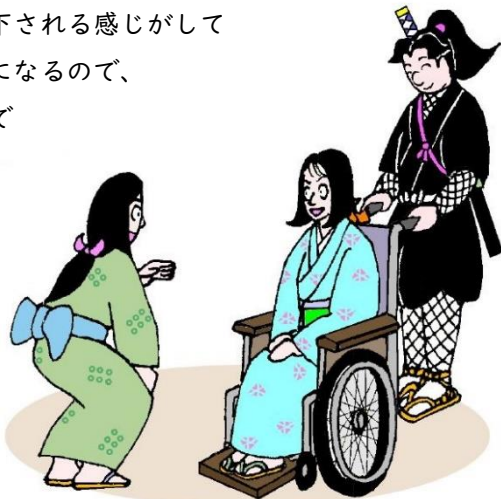
聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、一語一語確認するようにします。

- ・不自由さを理解する

適切なサポートにつなげられるように、相手にどのような障がい、不自由があるのかを理解します。

- ・車いすの人の視線に合わせる

車いすを使用されている場合、立った姿勢で話されると、上から見下される感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにします。



内部障がい

内部障がいには、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がいの7つの障がいがあります。

内部障がい者の共通の悩みとして、外見からは障がいがあることを分かってもらえない、いわゆる「見えない障がい」という点があります。呼吸器機能障がいの人で酸素ボンベを携帯している場合もありますが、ほとんどの人が外見からは分かりません。そのため、周囲の理解が得られにくく、電車やバスの優先席に座っていても、不信な目で見られ嫌な思いをすることがあり、ストレスを受けやすい状況にあります。

また、進行性の疾患を伴っていることも多く、症状の変化で不安を抱えていたり、継続的な医療ケアや介護が必要な人もいます。定期的な病院への通院、本人自身の自己管理、周囲の理解ある配慮等により生活のリズムを守り、体調を維持することが大切です。

障がいのある人が仕事をするためには、周囲の配慮が欠かせません。十分に休息がとれる場所の確保、長時間の通勤を必要とせず、時間外勤務などの少ない職場への配置等が必要です。

内部障がいのある人と接する場合に適切な対応がとれるように、日頃から、生活上のさまざまな不便さを理解しておくことが大切です。

主な特徴

- ・外見から分かりにくい

外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

- ・疲れやすい

障がいのある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、体力がなく、疲れやすい状況にあり、重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。

- ・携帯電話の影響を懸念される人もいる

心臓機能障がいや心臓ペースメーカーを埋め込んでいる人の中には、携帯電話から発せられる電磁波等の影響を受けると誤作動する恐れがあると不安に思う人もいますので、配慮が必要です。（携帯電話の電波によってペースメーカーが誤作動する恐れはきわめて低いことが総務省から発表されています。）



- ・タバコの煙が苦しい人もいる

呼吸器機能障がいのある人では、タバコの煙などが苦しい人もいます。

- ・トイレに不自由されている人もいる

ぼうこう・直腸機能障がいや人工肛門や、人工ぼうこうを使用されている人（オストメイト）は、排泄物を処理できるオストメイト用のトイレが必要です。



サポートするときのポイント

- ・負担をかけない対応を心がける

内部障がいのある人は、疲労感がたまり、集中力や根気にかけるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、立ち話ではなく、いすを用意し座ってもらうなど、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。

- ・感染症に注意する

免疫力が低下している人が多いので、かぜなどの感染症を飛沫感染や空気感染でうつさないためにマスクをかけたり、人が大勢いる中で長時間待たせないなどの配慮をします。

高次脳機能障がい

脳卒中等の病気や交通事故などで脳の一部が損傷を受けると、その損傷部位に応じて特定の症状が出ます。脳の一部が損傷を受けたために起きる症状のうち、身体のみひや視聴覚の障がいとは別に、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能に障がい起きた状態を、高次脳機能障がいといいます。

ひとくちに高次脳機能障がいといっても、その障がいは一つではありません。状況に見合った適切な行動が取れなくなって人間関係をつくるのが難しい人、本人自身が自分の障がいを十分に認識できないために他者による見守りが必要な人、自分からなかなか行動を起こせない人などさまざまです。

さらに、高次脳機能障がいは外見から分かりにくく、周りの人から十分に理解を得ることが難しく誤解をされてしまうことがあります。外見から分かりにくい障がいであるために、配慮に欠ける対応をされることが多く、辛い思いをすることも少なくありません。

主な特徴

・ 注意力の低下

周囲からの刺激に対し、必要なものに意識を向けたり、重要なものに意識を集中させたりすることが、うまくできなくなった状態です。

例：集中力が続かない。

気が散りやすい注意障がい

・ 記憶力の低下

事故や病気の前に経験したことが思い出せなくなったり、新しい経験や情報を覚えられなくなった状態です。

例：今日の日付や自分の居場所がわからない。

物の置き場所を忘れる。

何度も同じことを繰り返す。

一日の予定が覚えられない。

人の名前や作業手順が覚えられない。

・遂行機能の低下

論理的に考え、計画し、問題を解決し、推察し、行動するといったことができない。自分のした行動を評価したり、分析したりすることができない状態です。

例：一つひとつ指示されないと行動ができない

自分で計画を立てられない

物事の優先順位をつけられない



・社会的行動障がい

行動や感情を場面や状況に合わせて、適切にコントロールすることができなくなった状態です。

例：ささいなことで泣いたり、笑ったり、怒ったりする感情障がい
無制限に食べたり、お金を使ったり、欲求が抑えられない

・その他

例：自分が障がいを持っていることに対する認識がうまくできない
(自己認識の低下)

日常の動作がぎこちない (失行症)

物の形や色、触っているものが何か分からない (失認症)

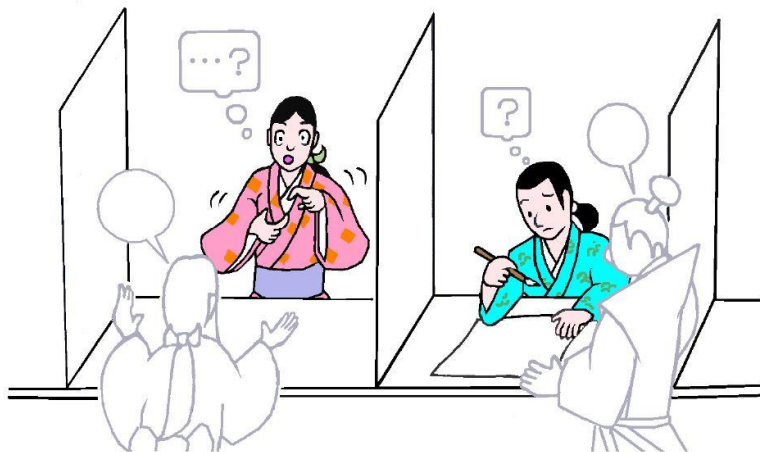
自分の話したいことを上手く言葉にできなかつたり、滑らかに話せない (失語症)

片麻痺、運動失調など

*会話はスムーズにできるけれど、実際に行動する際に、「おやっ」と思うほど、簡単なことができない人もいます。そうしたことがこの障がい理解されにくい理由の一つとなっています。

サポートするときのポイント

- ・深呼吸などをして気持ちにゆとりを持って接する
話が上手くまとまらない人や、言葉が上手く出ない人などがいます。相手の態度に余裕がない場合は、プレッシャーになるばかりでなく、コミュニケーションの意欲を失わせる要因となり、自分から行動が起こせないこともあります。
- ・具体的に分かりやすく
要点を紙などに示しながら説明をすると、話の内容が目で確認できるので分かりやすくなりますし、安心もします。後で確認をすることもできて便利です。
- ・口頭だけでなくメモ等を渡す
記憶の障がいのために、口頭の説明だけでは忘れてしまうことがあります。またメモを自ら取ることが苦手な人や、その必要性を認識していないという人もいます。
本人が後で確認できる方法で伝えることが必要です。



知的障がい

知的障がいのある人は、知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 才未満）に表れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの福祉的な援助を必要としている人です。

一見しては障がい分かりにくく、少し話しをただけでは障がいがあることを感じさせない人もいます。しかし、周りの状況や抽象的な表現の理解、未経験の出来事や状況の急な変化への対応が困難という人が多くいます。

主な特徴

- ・複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- ・人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な人もいる
- ・漢字の読み書きや計算が苦手な人もいる
- ・ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す人もいる

サポートするときのポイント

- ・短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明
一度にたくさんのことを言われると混乱するので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。
- ・具体的に分かりやすく
案内板や説明資料には、漢字にふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく説明します。例えば大きさを伝えるときにも「りんごの大きさ」など具体的に表現します。
- ・子ども扱いしない
成人の場合は、子ども扱いしないようにします。
- ・穏やかな口調で声をかける
社会的なルールを理解しにくいいため、時に奇異な行動を起こす人もい

ますが、いきなり強い調子で声をかけたりせず「どうしましたか？」
「何かお手伝いしましょうか？」と穏やかな口調で声をかけます。

ダウン症

正式名は「ダウン症候群」で、染色体の突然変異によって起こり、通常、21番目の染色体が1本多くなっていることから「21トリソミー」とも呼ばれます。

ダウン症の特性として、筋肉の緊張度が低く、多くの場合、知的な発達に遅れがあります。発達の道筋は通常の場合とほぼ同じですが、全体的にゆっくり発達します。

心疾患などを伴うことも多いですが、医療や療育、教育が進み、最近ではほとんどの人が普通に学校生活や社会生活を送っています。



精神障がい

精神障がいには、統合失調症や双極性障がい、うつ病、アルコールや薬物の依存症、不安障がい、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）、パーソナリティー障がいなど、さまざまな病気が含まれています。このうち、代表的な統合失調症は100人に1人がかかると推計され、うつ病については、10から15人に1人が生涯において経験すると考えられており、精神疾患は、ごく身近にある病気です。

こうした障がいは外見上目に見えないために、周りの人の理解を得ることが難しく、誤解をうけたり避けられたりします。本人はますます不安と孤立感を深め、苦しい状況に追い込まれます。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の人は地域で安定した生活を送ることができます。

主な特徴

- ・ ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多い
- ・ 外見からは分かりにくく、障がいについて理解されずに孤立している人もいる
- ・ 精神障がいに対する社会の無理解等から、病気のことを他人に知られたくないと思っている人も多い
- ・ 周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう人もいる
- ・ 学生時代の発病や長期入院のために社会生活に慣れていない人もいる
- ・ 気が動転して声の大ききの調整が適切にできない場合もある
- ・ 認知面の障がいのために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す人もいる

サポートするときのポイント

- ・「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明
会話をするときには、相手が理解できるまで、「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」話します。
- ・不安を感じさせないような穏やかな対応
相手に不安を感じさせないように、落ち着いて穏やかな対応やコミュニケーションを心がけます。
- ・精神障がいへの正しい知識の習得
精神障がいへの間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を取得します。
- ・対応場所の変更
窓口等で不安定になってしまった人に対して、場合によっては、気持ちを落ち着かせるために、別室を用意します。



発達障がい

発達障がいがある人の自立と社会参加の促進を目的とした「発達障害者支援法」が平成17年4月1日に施行されました。知的障がいを伴わない発達障がいの人たちは、手帳を取得できないために、法的なサービスの対象外となっていました。この法律によって公的支援の対象になりました。上記の法が規定する発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠如/多動性障害（AD/HD）、その他のこれに類する脳機能の障がいであって、通常低年齢において現れる障がいとされています。

原因はまだよく分かっていませんが、脳機能の偏りによるもので、どんな能力に障がいがあるか、どの程度の障がいなのかは人によってさまざまです。周りから理解されにくい障がいですが、早い時期から適切な支援や環境を整えることが大切です。

主な特徴

- ・外見から分かりにくい
- ・相手の言ったことを繰り返すときは、相手が言っていることが理解できていないことが多い
- ・遠回しの言い方やあいまいな表現は理解しにくい
- ・相手の表現・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な人もいる
- ・順序だてて論理的に話すことが苦手な人もいる
- ・年齢相応の社会性が身に付いていない人もいる
- ・関心があることばかり一方的に話す人もいる

サポートするときのポイント

- ・短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明
複雑で遠回しになる言い方は用いず、できるだけ短い言葉や文章で簡潔に説明します。

- ・抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明
「あそこ」「さっき」など曖昧な言葉や抽象的な表現を避け、できるだけ具体的に説明します。
- ・表示はゆっくりと、目で見て分かりやすい情報を利用する
文字や絵、写真など視覚的に分かりやすい情報を利用し説明します。
- ・活動の変更をする時は事前に説明
たとえちょっとした変更でも、先の見通しがもてないということは、本人にとって大きな不安となります。
- ・パニックの時の対応
場所を移して安全を確認し、落ち着くまで静かに見守ります。



難病

難病は、原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくなく、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。

なお、令和3年3月現在、障害者総合支援法の対象は361疾病です。
(令和元年7月、359→361疾病に拡大)

主な特徴

- ・ 難病への無理解や先入観による偏見や差別で悩んでいる人がいます。
- ・ 疾患の症状や治療から発生する肉体的な苦しみのほか、大きな不安など精神的にも苦しんでいる人がいます。
- ・ 外見からは分からない症状もあるため、一人で苦しんでいる場合もあります。
- ・ 「難病」＝「働けない」という誤解をされやすいため、病気のことを職場に隠して仕事をする人もいます。

サポートするときのポイント

- ・ 病気に対する正しい理解
難病は誰がいつ発症するかわからない疾患です。病気の種類や症状、程度もさまざまです。「難病のある人」とレッテルを貼って誤解や偏見を持たないようにします。
- ・ 負担や過度のストレスをかけない対応
内部障がいと同様に、外見からは分かりにくい症状もあり、不便さを抱えていることを理解し、重い荷物を持ったまま、長時間立っていることのないよう、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。
- ・ 不安を感じさせないような穏やかな対応
個々の疾患により特色や注意する点が異なります。相手に不安を感じ

させないように、穏やかな応対やコミュニケーションを図ることが重要です。

障がい者に関するマーク

【障がい者のための 国際シンボルマーク】



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための正解共通のシンボルマーク

【身体障がい者標識】



肢体不自由であることを理由に免許に条件付けされている人が運転する車に表示するマーク

【聴覚障がい者標識】



聴覚障がいであることを理由に免許に条件付けされている人が運転する車に表示するマーク

【盲人のための国際シンボルマーク】



世界盲人会連合会で1984年に制定された盲人のための世界共通マーク

【耳マーク】



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマーク

【ほじょ犬マーク】



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマーク

【オストメイトマーク】



人工肛門・人工膀胱を造設している人のための設備があることを表示するマーク

【ハート・プラス マーク】



身体内部に障がいがある人を表示するマーク

【障がい者雇用支援マーク】



障がい者の就労支援等を認めた企業、団体に付与する認証マーク

【「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク】



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障がいのある人を見かけたら、声をかけて支援しようという普及啓発マーク

【長野県発達障がい者支援 シンボルマーク「結（ゆい）」】



発達障がいやその支援に関心と理解を持ち、発達障がいに対する支援を象徴するマーク

2 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項

障がいを理由とする差別の禁止（不当な差別的取扱い）

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と比較して区別、排除、制限及び条件を付ける等の異なる取扱いをすることであって、障がいのある人の権利や利益を侵害するものです。

「障がいを理由として」とは、障がいを直接の理由とする場合と、障がいそのものではないが、車いす等の福祉用具の利用や盲導犬・介助犬・聴導犬の同行等のような障がいに関連する事由を理由とする場合も含まれます。

具体例

- ・窓口対応を拒否する。
- ・対応の順序を劣後させる。
- ・書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ・説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ・事務、事業の遂行上、特に必要でないにも関わらず、来庁時に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

合理的配慮の提供

合理的配慮は、個別具体的な場面において、障がいのある人から社会的障壁を取り除くための配慮を必要としている状況にあることを伝えられた場合に、対応が求められるものです。

なお、合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合には、その提供について法的義務は課せられないこととされています。

ただし、その場合であっても、配慮を求める障がいのある人と協議し、過重な負担とならない別の方法で合理的配慮を提供する必要があります。

また、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合は、法的義務はありませんが、法の趣旨に照らし、自主的に適切な配慮を行うことが望ましいです。

社会的障壁とは

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

| 用語 | 内容 | 具体例 |
|----|----------------------------------|--|
| 事物 | 施設や設備などによる障壁のこと | ・音声しか伝えることのできない電話 ・段差のある入り口 ・点字ブロックの上に置かれた自転車 ・車いすからは手の届かない位置に陳列された商品 |
| 制度 | ルールや条件などによる障壁のこと | ・申込方法等が来店のみ、電話のみに限定 ・同伴者を求めるサービス ・墨字（印字されたもの）のみの試験問題 |
| 慣行 | 多数派が構築してきた明文化されていない慣習や文化による障壁のこと | ・緊急時のアナウンスが音声のみ ・注意喚起や強調に赤色を使う ・視覚でしかわからない署名や印鑑による意思表示 |
| 観念 | 無知、偏見、無関心などによる障壁のこと | 「自己責任」「できるはずがない」 「かわいそう」「働かざる者食うべからず」 |

過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましいとされています。

- ・ 事務又は事業への影響の程度
 - （事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・ 費用・負担の程度

3 窓口における具体的配慮

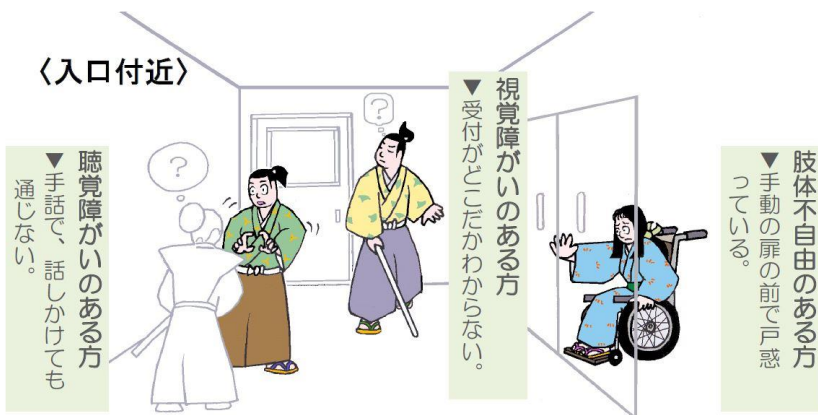
案内・誘導

来庁時に目的の窓口に行くまでに困ることとして、次のようなことがあげられます。

● 視覚障がいのある人の場合

- * 目的の窓口がどこにあるのかわかりづらい。
- * 初めて来庁する場合、誘導用ブロックなどがあっても、それがどこにつながっているのかわからず、目的の窓口まで行きにくい。
- * 「何番の窓口に行ってください」と言われても、窓口番号の表示が見えないなど、言われた窓口がどこなのかわからない。

〈入口付近〉



● 聴覚障がいのある人の場合

- * 目的の窓口はどこか尋ねたくても、音声による説明がわかりづらいため、質問しにくい。

● 肢体不自由のある人の場合

- * 手動の扉を開けづらい。
- * 十分なスペースがないと移動しにくい。
- * 障がい者用駐車場に障がいのない利用者が駐車していて利用できない。

●精神障がいのある人の場合

- *初めての場所で、初対面の人に話をすることに慣れていないため、本人は非常に緊張してしまう。
- *いつも他人に見られているように感じていることもあり、自分から声かけすることは苦手。職員が声かけをせず様子だけみていると、じろじろ見られていると意識してしまい、一層戸惑ってしまう。
- *慣れない名称や用語が並んでいると、さらに緊張し、混乱して、来庁の目的や用件すら話せなくなってしまう。

■案内

共通的な配慮

- *困っているような人を見かけたら、「ご用件は伺っていますか?」「何かお手伝いすることはありますか?」と積極的に優しく声をかけます。
- *声かけは、介助者ではなく、できる限り直接本人に対して行います。
- *こちらの説明に対する理解が困難な人には、せかしたりせず「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明します。
- *ドアの開閉が困難な人には、開閉を手伝います。
- *案内板は、認知しやすい色で、大きな文字の表記を行うようにします。
- *障がい者用駐車場には障がい者用駐車場と分かるよう大きく表示し、目的外的利用がされないよう注意を促します。一方、障がい種別や本人の事情によっては障がい者駐車場を必要とされない場合もあるので、「障がいのある人＝障がい者駐車場に駐車する」という固定観念をもち、本人の希望や状況に応じ柔軟に対応します。

障がい種別の配慮

●視覚障がいのある人

- *職員であること及び名前を名乗った上で、どの窓口に行こうとしているのか確認し、必要に応じ誘導を行います。

●聴覚障がいのある人

*お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認のうえ、行き先(用件)を尋ね、案内します。

■誘導

共通的な配慮

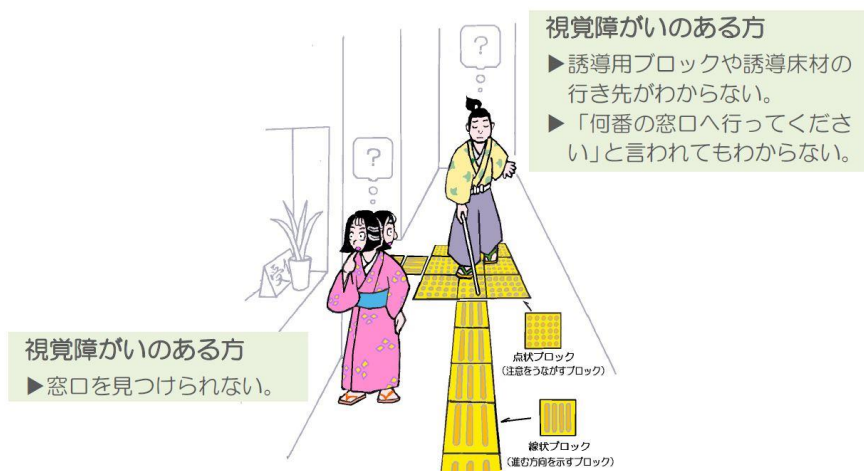
*誘導が必要かどうか、直接本人に尋ねます。

*誘導用ブロック上はもとより、廊下等の歩行空間には、通行に支障をきたす物を置かないようにします。誘導用ブロックの上で立ち止まる人も多いため、歩行の邪魔にならないよう他の利用者にも配慮を促します。

*雨天時に濡れた床で滑らないよう、濡れた床面は早めに拭き取ります。

*施設管理面においては、車いすでも移動できるよう段差のない十分な移動スペースの確保に努めます。また、車いすや補助器具、緊急時に使用する AED などの定期的な点検をし、利用する際に不備がないようにします。

*目的の窓口を容易にみつけることができるような分かりやすい案内表示に努めます。



障がい種別の配慮

●視覚障がいのある人

*移動を介助する場合は、その人との背の高さの関係で肘、肩または手首を軽く持ってもらい、誘導する側が半歩先に立って歩きます。階段や段差の手前では「上りです」「下りです」と声をかけます。

●肢体不自由のある人

*車いす使用の人にとって、車いすは身体の一部のように感じているので、勝手に車いすを押ししたりせず、誘導の介助を希望されるかどうか、必ず、本人の意向を確認してから誘導介助を行います。

受付

受付での困ることとして、次のようなことがあげられます。

●視覚障がいのある人の場合

*順番を待つ方法（並ぶ・番号札を取るなど）が分からない。
*「次の人」と呼ばれても、自分の前に何人並んでいるか分からないなど、自分が呼ばれたことに気づかない。

●聴覚障がいのある人の場合

*名前を呼ばれても気づかない。

●肢体不自由のある人の場合

*車いすを使用している場合、カウンターが高いと話しづらく、カウンター上の書類も見づらい。



共通的な配慮

- *困っているような人を見かけたら、職員から積極的に優しく声をかけます。
- *声かけは、介助者ではなくできる限り直接本人に対して行います。
- *安心でき、リラックスして話せる雰囲気を作ります。また、本人の話は余裕を持ってよく聞き、応対する職員の一方的な判断で結論を導かないよう配慮します。
- *相手の年令に応じた言葉を使って話します。
- *同伴している介助者の参加を求める場合は、必ず本人の同意を得た上で、介助者を参加させます。
- *介助者が参加した場合も、必ず本人に要点や意思を確認してください。
- *混雑して、どこで手続きをすればよいか困っているときは、窓口の職員が「用件を伺います」「書類を預かりましょうか」などと話します。
- *すぐに対応できないときは、どのくらい待てばよいか、窓口がどこで、誰が担当者かを伝えます。「私、〇〇がお手伝いしますので、〇〇分ほどお待ちください。お声をかけますから」と話し、メモも渡すなどの配慮をします。
- *同伴者がいても、申請や手続に来ているのは本人ですから、本人への確認をしておくことが大切です。
- *職員同士の私語は慎みます。

障がい種別の配慮

- 視覚障がいのある人
- *窓口で待つ必要がある場合は、おおよその待ち時間を伝え、順番が来たら名前を呼んで声をかけて知らせます。
- *最初に対応した職員と呼び出しを行う職員が異なる場合は、呼び出し方法についてきちんと引き継ぎを行います。

●聴覚障がいのある人

*呼び出しの音声が聞こえない人には、予めどのような方法で知らせるか説明して、不安のないようにします。

*最初に対応した職員と呼び出しを行う職員が異なる場合は、呼び出し方法についてきちんと引き継ぎを行います。

●肢体不自由のある人

*車いす使用の人には、少しかがんで目線が合う高さで、対応します。

*窓口には、低くて車いすの入るスペースのカウンターを配置するようにします。

相談・説明

相談や説明を受ける際に困ることとして、次のようなことがあげられます。



●視覚障がいのある人の場合

*抽象的な指示語（これ、それ、あれ、どれ等）では、分からない。

●聴覚障がいのある人の場合

*手話が通じず、筆談にとまどう職員が多い。

*後で問い合わせしたくても、電話ではできない。

*口話で説明を求めたとき、書類を見ながら説明するため口の動きが見えない。

● 知的障がいのある人の場合

* 複雑な会話や文章は理解しづらい。

● 精神障がいのある人の場合

* 緊張するとうまく話せなくなることがある。

* 一度に多くのことを説明されると理解しづらい。



共通的な配慮

* 相手の話をよく聞き、来所（来庁）目的を的確に把握します。

* 話が的確に伝わるように、「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「分かりやすく」「具体的な言葉で」話します。また、相手の様子を見て、より分かりやすい言葉に言いかえる工夫をします。

* 障がいの種別に関わりなく、相手の話をよく聞き、安心して話ができる信頼関係をつくります。

* 相談内容が的確に把握できない場合には、必要に応じて複数の職員で対応します。

* 障がい特性に応じた方法で説明ができるよう、予め説明資料等の準備をしておきます。

* ポイントを明確に、文章は短く、専門的な用語でなく一般的な分かりやすい言葉で説明します。

* 配布する資料などの問い合わせ先は、電話番号だけでなく、FAX 番号、メールアドレスを明記します。

* 断片的な言葉からでも用件を理解するように努めます。

* 「何をしたいのでしょうか？」という聞き方よりも、「〇〇をしたいのでしょうか、それとも△△をしたいのでしょうか？」と選択肢を挙げて具体的に聞く方が答えやすくなります。

- *強い話し方で聞いたり、相手をとがめるような尋ね方は避けます。
- *理解したかどうか、用件を言葉で言ってもらいます。
- *要点を繰り返したり、相手の表情や会話の内容に注意を払ったりして、話を理解しているかどうか、確かめながら話します。
- *口頭での説明に加え、大切なことをメモに書いて渡すなどの配慮をします。また、メモには、要点となる言葉や地名、氏名、日時、持ち物などを書いたり、絵や図を用いたりして、分かりやすく工夫します。
- *用件が終わらず、再度来てもらう必要があるときは必ずメモ用紙に来所する日時と場所などを書いて渡します。

障がい種別の配慮

● 視覚障がいのある人

- *担当者は名前を名乗った上で、伝えたい内容を具体的な言葉で分かりやすく説明します。一時席を離れる際や新たに應對する職員が加わるような場合には、その旨を伝えます。拡大文字の文書を希望される人には、説明資料等を拡大コピーしたものを渡して説明します。
- *点字や音声テープによる説明資料の有無、保管場所について把握しておき、希望があった場合に滞りなく対応できるようにします。

● 聴覚障がいのある人

- *お互いに可能なコミュニケーション方法を確認して話します。筆談を求められた場合には、面倒がらずに應對します。また、問い合わせはファックス、Eメールなどでもできるよう連絡先を伝えます。
- *分かりやすい場所に「耳マーク表示」を掲示し、聴覚障がいのある人が筆談を申し出やすい環境を整えます。

●知的障がいのある人

*口頭での説明の理解が難しい人には、できるだけ絵・図・写真などを使用して分かりやすく説明する、説明のポイントをメモ書きして渡すなどの工夫をします。メモ書きの際、必要に応じて、漢字にふりがなをふります。

*何度も繰り返し同じ話をされる人、つじつまの合わない話をされる人には、話を途中で遮らずに、タイミングを見計らって用件を確認し、来所（来庁）目的に沿って対応するようにします。

●精神障がいのある人

*口頭での説明の理解が難しい人には、説明のポイントをメモ書きして渡すなどの工夫をします。

*何度も繰り返し同じ話をされる人、つじつまの合わない話をされる人には、話を途中で遮らずに、タイミングを見計らって用件を確認し、来所（来庁）目的に沿って対応するようにします。

手続き [書類記入、文書交付・閲覧、金銭收受]

窓口での手続きの際に困ることとして、次のようなことがあげられます。

●視覚障がいのある人の場合

*書類が読めず、記入することができない。

*紙幣の識別に時間がかかる場合がある。

●聴覚障がいのある人の場合

*手話が通じず、筆談にとまどう職員が多い。

*後で問い合わせしたくても、電話ではできない。

● 肢体不自由のある人の場合

- *書類に記入するのが困難な人もいる。
- *お金の出し入れが困難な人もいる。

● 知的障がい・精神障がい・発達障がいのある人の場合

- *漢字の読み書きが苦手な人がいる。
- *手続きの仕方が理解しづらい。
- *行政用語や抽象的な言葉だと理解しづらい。
- *お金の計算が苦手な人もいる。

視覚障がいのある方

- ▶書類が読めず、記入することができない。
- ▶紙幣の識別に時間がかかる。



肢体不自由のある方

- ▶カウンターが高くて書類を書くのが困難な方もいる。
- ▶お金の出し入れが困難な方もいる。

■ 書類記入

共通的な配慮

- *書類の記入方法については、記入例も含めて文書で大きく分かりやすく表示しておきます。
- *書類の記入の仕方が分からず、困っている人には、職員から積極的に声をかけます。
- *障がいの状況から自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して代筆を行い、記入したものを本人に確認してもらいます。
- *書類の氏名欄にはふりがなが書けるようにしてください。
- *看板、案内板、パンフレット、説明書などには、ひらがなでふりがなをつけ、絵や記号を用いると、さらに分かりやすくなります。

- *家族や施設職員その他の関係者の援助が必要になることがあります、連絡を取る場合は必ず本人の同意を得ます。
- *書類には、電話番号欄とともにファックス番号の記入欄を設けます。
- *書類の記入に非常に時間がかかる場合は、ゆっくり書くことができるように、人の目が少ない場所で記入してもらいます。
- *通知や連絡文書は、手短に、ポイントを的確に表示するようにします。

障がい種別の配慮

●視覚障がいのある人

- *読み上げを希望された場合には必要な箇所や希望箇所を読み上げます。読み方としては、まず目次や全体の構成を説明し、その後に必要な箇所を読みます。その際は、要点をまとめるのではなく、原文をそのまま読み上げます。
- *代筆した場合には、その内容を読み上げ、内容を確認してもらいます。ただし、プライバシーに関する事項を読み上げる際は、周囲の人に聞こえないよう留意します。

●肢体不自由のある人

- *片手で書類を記入する人には、滑りにくいマットや文鎮を置くことで、記入に支障がないようにします。
- *本人からの希望に応じて、代筆を行います。代筆した内容については、本人に確認してもらいます。

●知的障がいのある人・発達障がいのある人・精神障がいのある人

- *「ゆっくり」「ていねいに」「穏やかに」応対することを基本とし、書類の記入などにあたっては、本人の理解の状況に応じて、記載項目ごとに説明や確認などを行います。

■ 文書交付・閲覧

共通的な配慮

*本人が希望される場合には、内容を分かりやすく説明します。

障がい種別の配慮

● 視覚障がいのある人

*要望があれば、文書を読み上げます。

● 肢体不自由のある人

*本人からの希望に応じて、交付された

文書の確認や必要な文書の閲覧のための手助けを行います。



● 知的障がいのある人

*希望に応じて、交付する文書にふりがなをつける、平易な言葉による補足説明をメモ書きにして渡すなどの工夫をします。

■ 金銭收受

障がい種別の配慮

● 視覚障がいのある人

*紙幣や硬貨を声に出して種別を確認しながら手渡します。

● 聴覚障がいのある人

*金額はメモや電卓で示します。

● 肢体不自由のある人

*要望があれば、本人の見える位置で、本人に確認してもらいながら財布からのお金の出し入れを手伝います。

＜ボードの使い方＞
硬貨の絵をさしながら、どの硬貨が何枚必要かを説明します。



● 知的障がいのある人

*要望があれば、本人に確認してもらいながら財布からお金の出し入れを手伝います。

■ その他

● 何度も同じことを繰り返したり、つじつまの合わないことを言ったりする場合

*内容の正否にかかわらず、まず耳を傾けます。

*話を聞いた上で「ところで、今日はこういった御用件でいらっしゃったのですか」あるいは「今日は〇〇の用件でいらしたのですね」と肝心の用件に誘います。

*どうしても用件がはっきりしないときは、適当に切り上げることはせず「ご家族に連絡したほうがいいですよ」あるいは「あなたのよく知っている人に話を聞いてもらったほうがいいでしょう」と誘ってみます。ただし、本人の了解なしに電話などはしません。

● 幻覚や妄想と思われる話が続く場合

*内容の正否にこだわらず、まず話に耳を傾けます。

ただし、妄想や幻覚は病気の症状ですから、「それからどうしました」とか「もっと詳しく」などと促しません。基本的には前節に述べた対応になります。また、受け入れがたいこと（例えば誰かを訴えるといった内容）に同意を求めてきても「たいへんですね」「誰かに相談しては」と流し、頭から否定したり安易に同意したりしないようにします。

*話を聞き、落ち着く様子が見受けられたら、「ところで、今日こちらに来られた用件は〇〇ですよ」と話題の転換を図ってみます。

*用件に入ることが難しいときは「用件がはっきり分かったら、また来てくださいね」と本人に確認して切り上げます。

●一人で対応することが難しい人の場合

*応じることがとても困難な訴えを繰り返し、激しい怒りを表したり、思い通りにならないと大声を出す、対応に不満があると「責任者を出せ」と要求する、また並行していろいろな役所・機関への訴え（不満・攻撃）を繰り返すなどの行動を特徴とする人がいます。このような人には職員が一人で対応することは不可能です。

*決して一人で解決しようと考えないこと。自分を助けてくれる人を作りましょう。職場全体で応接方法を考えておきます。

*情報を職場の同僚・上司と共有しておきましょう。対応する職員によって異なったことを答えることがもっとも不適切です。

*できないことは「申し訳ありませんがそれはできません」とはっきり答えます。

*相談事を聞くにしても一定のルールを作ります。例えば「今日は30分ならお話できます」と事前に伝えます。

●その他

*何らかの障がい疑われても、安易に精神科治療を勧めることは適切ではありません。「もし困ったことがあれば、相談できるところを紹介しましょうか？」くらいにとどめておきます。

緊急時の対応

■火災や地震など庁舎から避難する必要が生じた場合に困ることとして、次のようなことがあげられます。

●視覚障がいのある人

*どこが避難口かが分からない。

●聴覚障がいのある人

*緊急の際のアナウンスが聞こえない。

● 肢体不自由のある人

*階段を自力で下りられないなど、避難口までの移動が難しい。

● 知的障がいのある人

*驚いて動けなくなったり、極度に興奮したりする場合があります。

肢体不自由のある人

▶ 階段を自力で下りられない。

視覚障がいのある人

▶ どこが避難口かわからない。



▼ 聴覚障がいのある人
緊急の際のアナウンスが聞こえない。

▼ 内部障がいのある人
来庁時に病状が急変することがある。

対応事項

*緊急時には、障がいの特性に合わせたコミュニケーション方法により、情報を的確に伝達し、迅速に避難誘導します。

*日常的な避難訓練において、障がいのある人の視点を盛り込むよう努め、緊急時に自力での移動が困難な人の避難に支障をきたさないようにします。

*避難通路について職員に周知を図るとともに、平常時から荷物等で通路をふさがないように心がけます。

*避難時には、トイレを確認するなど逃げ遅れる人（特に聴覚障がいのある人）がいないよう確認をします。

■ 来庁時に体調が急変するなど、緊急に対応が必要となる場合があります。

対応事項

*救急搬送が必要な場合の119番通報以外に、家族や本人がかかりつけの医療機関などへの連絡を行います。

身体障がい者補助犬に関して

2002（平成14）年に制定された「身体障害者補助犬法」により、国・地方公共団体が管理する施設では、「身体障害者補助犬」の同伴の受け入れが義務づけられました。そのため、他の利用者に対しても、必要に応じてその趣旨を説明する必要があります。

*種類

「身体障害者補助犬」は、盲導犬・聴導犬・介助犬の3種類の犬の総称です。

- ①盲導犬…視覚障がいのある人の歩行を補助するための犬で、行く手を阻むモノなどの存在を知らせ、安全に歩くための補助を行います。
- ②聴導犬…聴覚に障がいのある人の耳の代わりとなり、屋外ではクラクションや自転車の呼び鈴、名前を呼ばれたことなどを知らせます。
- ③介助犬…落とし物を拾って渡す、手の届かないものを持ってくる、荷物を運ぶ、ドアの開閉、必要に応じて歩行介助、起立、移乗（車いすから車へなど）の補助などを行います。

*補助犬の表示

盲導犬は、白又は黄色のハーネス（胴輪）をしています。

聴導犬と介助犬は、背中にそれぞれ、「聴導犬」、「介助犬」と記載された表示をつけています。

*対応のポイント

- ①対応の仕方が分からない場合は、使用者本人に直接聞きます。
- ②犬のトイレも、犬によって異なりますので、使用者本人に直接聞きます。

*周りの人への説明のポイント

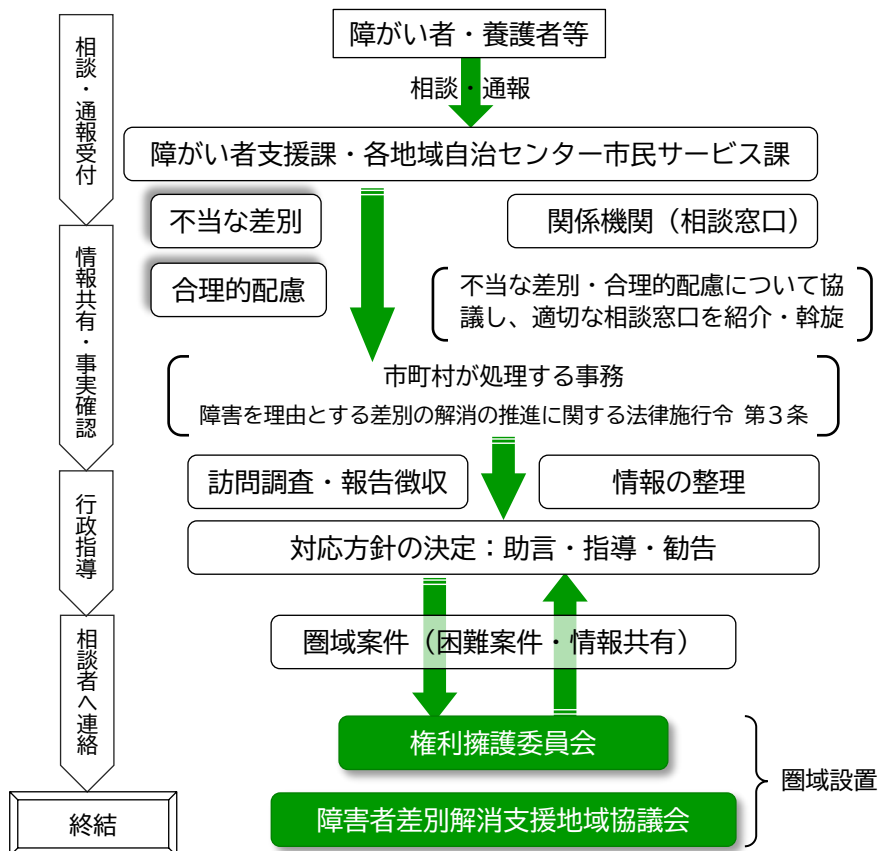
- ①補助犬は、適切な健康管理と予防対策が講じられた犬であり、使用者が行動管理をしているので、迷惑はかけないこと。
- ②補助犬は、外に出たらいつでも仕事なので、触ったり、声をかけたり、気を引いたりせず、見守ってほしいこと。
- ③犬が嫌いな人、またはアレルギーのある人には、その旨職員にお知らせいただきたいこと。

4 障がい者を理由とする差別に関する相談体制の整備

職員が職務を遂行する中で行った障がいを理由とする差別に関して、障がいのある人等からの相談に応じると共に適切な措置を講じるため、相談窓口を福祉部障がい者支援課及び丸子・真田・武石の各地域自治センター市民サービス課窓口にあります。

また、障がいを理由とする差別を未然に防止する観点から、職員が行おうとする行為の適切性についても相談に応じます。

障がい者差別を解消するための対応フロー図



障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備

5 理解促進のための研修・啓発

差別の原因として、障がいに対する無理解や偏見等が指摘されていることから、職員は障がいやその状態に応じた配慮、社会的障壁の除去の必要性等に関する理解を深めるため、毎年実施される職員研修等を受けるとともに、障がいの理解に資する講演会や障がいのある人と接することができるイベント等に積極的に参加するよう努めます。



あいサポートバッジについて (障がい者サポーターシンボルバッジ)

2つのハートを重ねて、後ろの白いハートで「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や「暖かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポーター（障がい者サポーター）が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。

「あいサポーター」とは

「愛情」の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、支える・応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある人を優しく支え、自分の意思で行動すること（又は行動する人）を意味しています。

6 参考資料

関係機関・相談窓口

| 機関名 | 内容 | 電話 |
|------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 上小地域障害者自立生活支援センター (ウイング) | 障がい者の総合的な相談・支援 | 28-5522 |
| 上小地域障害者就業・生活支援センター (シェイク) | 障がい者の就労や生活に関する相談・支援 | 27-2039 |
| 上小圏域 成年後見支援センター | 成年後見制度についての相談 | 27-2091 |
| 上田保健福祉事務所 | 精神保健福祉に関する相談 18歳未満の特定疾患の医療費に関する相談 | 25-7149 |
| 長野県 精神保健福祉センター | 精神保健福祉に関する相談 | 026-227-1810 |
| 発達障害者支援センター | 発達障がいに関する相談 | |
| ひきこもり支援センター | ひきこもりに関する相談 | |
| こころの健康相談 | 自殺に関する相談 | 0570-064-556 |
| ハローワーク上田 | 就労相談・職業紹介 | 23-8609 |
| 長野県 障害者職業センター | 就労相談(ジョブコーチ支援・うつ病等の職場復帰支援など) | 026-227-9774 |
| 若者サポート ステーション・シナノ | 若者(15~39歳)の自立と就労に関する相談 | 75-2383 |
| 日本年金機構 小諸年金事務所 | 障がい者の年金に関する相談 | 22-1080 |
| 中央児童相談所 | 18歳未満の児童についての総合的な相談 | 026-238-8010 |
| 長野県障害者権利擁護 (虐待防止)センター | 障がい者の権利擁護と虐待の防止 | 026-235-7107 |
| 上小地方事務所 税務課 | 自動車税の減免 | 25-7117 |
| 難病相談・支援センター | 難病に関する医療相談、生活相談 | 0263-34-6587 |
| 上田市社会福祉協議会 | 日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用手続きの代行 | 27-2025 |

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条—
条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消
するための措置(第七条—第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—
第二十条)

第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を
解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害

を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万

円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例

(令和2年条例第21号)

(通称：うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例)

(前文)

障害のある人もない人も、全ての市民が等しく情報を取得し、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、安全安心に心豊かに暮らすことは、私たちの願いである。

視聴覚障害者等は、手話言語や点字を含めた意思疎通手段のみならず、情報の取得手段や利用手段についても、自由に選びたいという想いがある。

これらの願いや想いは、障害者基本法においても、共生社会の実現を図るための基本原則の一部として位置付けられている。

一方で、こうした願いや想いを実現させるための取組は、十分な広がりを得ておらず、生活のしづらさを感じている視聴覚障害者等が少なくない。

私たちは、このような状況にあることの認識を共有し、一体となって、手話言語の普及とともに、視聴覚障害者等の意思疎通手段等が日常生活で利用される上田市を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語が言語であるとの認識に基づき、手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用を促進することに関し、基本理念を定め、上田市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「手話言語」とは、音声ではなく、手、指及び体の動き並びに顔の表情を組み合わせて表現される独自の語彙と文法体系を持つ視覚言語をいう。

2 この条例において「視聴覚障害者等」とは、視覚障害、聴覚障害、言語機能又は音声機能の障害その他の障害のため、情報を取得し若しくは利用すること、意思を表示すること又は他人との意思疎通を図ることに支障がある者をいう。

3 この条例において「意思疎通手段等」とは、手話言語、点字、触手話(触覚により認識することができる手話言語をいう。第7項において同じ。)、拡大文字、筆記、音声その他の視聴覚障害者等がその意思を表示し、又は他人との意思疎通を図るための手段及び情報を取得又は利用するための手段をいう。

4 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

5 この条例において「合理的配慮」とは、個々の場面において、視聴覚障害者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合に、視聴覚障害者等の権利利益を侵害しないように現状を必要かつ適切に変更又は調整することであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

6 この条例において「事業者」とは、商業その他の事業を行う者であり、目的の営利又は非営利及び個人又は法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行うものをいう。

7 この条例において「意思疎通支援者」とは、手話言語通訳、点訳(文字を点字に訳すことをいう。)、盲ろう者向け通訳(点字、触手話その他の視覚及び聴覚に障害のある人が他人との意思疎通を図るための手段を用いて通訳をすることをいう。)、要約筆記(口述を要約して筆記するこ

とをいう。) 、文字通訳(音声を文字に変換することをいう。) 又は音訳(文字を音声に変換することをいう。) を行う者その他の視聴覚障害者等と他人との意思疎通を支援する者をいう。

- 8 この条例において「情報保障」とは、視聴覚障害者等に対し知る権利を保障するため、意思疎通手段等により情報提供を行うことをいう。

(基本理念)

第 3 条 手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人であり、その自発的意思が尊重されること。
- (2) 手話言語の普及は、手話言語が独自の体系を有する言語であって、手話言語を使い日常生活及び社会生活を営む者によって大切に受け継がれてきた文化的所産であるとの認識の下に行うこと。
- (3) 視聴覚障害者等の意思疎通手段等についての選択の機会が、可能な限り確保され、及び拡大が図られること。
- (4) 上田市、市民及び事業者が、それぞれの責務及び役割を相互に認識し、支え手と受け手といった関係を超えて主体的に、そして分野を超えて複合的に、連携して取り組むものであること。

(上田市の責務)

第 4 条 上田市は、基本理念にのっとり、手話言語の普及施策及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用を促進するための施策を推進するものとする。

- 2 上田市は、その事務又は事業を行うに当たり、視聴覚障害者等が意思疎通手段等を利用できるよう合理的配慮を行うものとする。
- 3 上田市は、前項の規定に基づき、利用しやすい情報の提供に努め、

情報保障施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、上田市の手話言語の普及施策及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念に対する理解を深め、外見から判別できる障害とできない障害があることを認識した上で、視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用及び情報保障に対して配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、上田市の手話言語の普及施策及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、視聴覚障害者等が意思疎通手段等を利用できるよう合理的配慮を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、利用しやすい情報の提供に努めるとともに、情報保障に努めるものとする。

(上田市の施策)

第7条 上田市は、手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用を促進するため、視聴覚障害者等及びその支援者その他の関係者と協力して、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話言語が言語であることの理解の促進及び普及に関する施策

(2) 意思疎通手段等を学ぶ機会の提供に関する施策

- (3) 意思疎通手段等への理解の普及に関する施策
 - (4) 意思疎通手段等を利用するに当たっての環境整備に関する施策
 - (5) 意思疎通支援者を確保し、又は養成するための施策
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 上田市は、視聴覚障害者等が市政に関する情報を取得し、利用することができるよう意思疎通手段等を用いた利用しやすい情報の速やかな提供及び情報保障に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 8 条 上田市は、手話言語の普及施策及び意思疎通手段等の利用を促進するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 2 年 7 月 1 日施行)

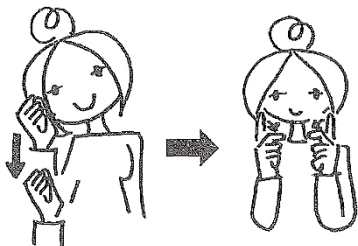
指文字50音表 相手から見た形

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| あ | い | う | え | お |
| | | | | |
| か | き | く | け | こ |
| | | | | |
| さ | し | す | せ | そ |
| | | | | |
| た | ち | つ | て | と |
| | | | | |
| な | に | ぬ | ね | の |
| | | | | |

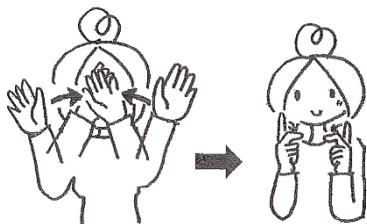
| | | | | |
|---|---|---|----------------------|--------|
| は | ひ | ふ | へ | ほ |
| | | | | |
| ま | み | む | め | も |
| | | | | |
| や | ゆ | よ | 濁音(゜) | 半濁音(゜) |
| | | | | |
| | | | 矢印は、相手が右に動かしていることを表す | 上にあげる |
| ら | り | る | れ | ろ |
| | | | | |
| わ | を | ん | 拗音(やゆよ) 促音(っ) | 長音 |
| | | | | |
| | | | 矢印のように手前に引く | 下にさげる |

あいさつ

おはよう



こんばんは



おやすみなさい

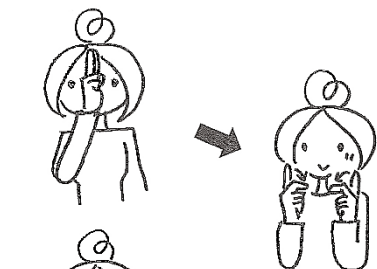


手話表現のポイント

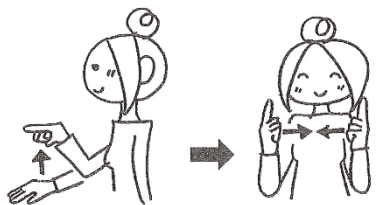
1. 胸の高さで表しましょう
2. 相手の目を見ましょう
3. 手話は表情豊かに表しましょう



こんにちは



はじめまして



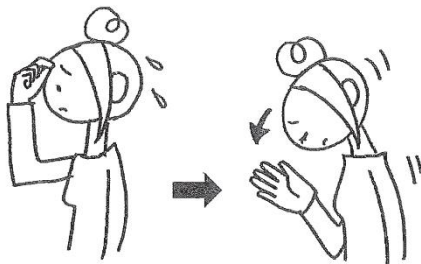
ひさしぶり



ごくろうさま
おつかれさま



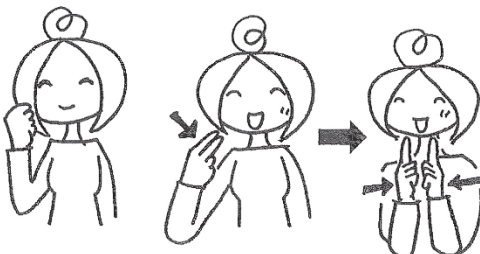
ごめんなさい
すみません



さようなら



またあいましょ



《上小手話サークルテキストより》

コミュニケーションボード

言葉でうまく伝え合えないとき、そのやりとりの最中に「コミュニケーションボード」を指さしてもらいます。

あなたのことを教えてください

あなたの ?



なまえ
名前

じゅうしょ
住所

でんわ
電話

持っていますか？

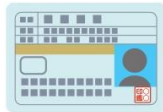
しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳

りょういくてちょう
療育手帳

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳



こじんしょうめいしょ がくせいしょう
個人証明書・学生証



けいたいでんわ
携帯電話



いちまんえん
10,000円



ごせんえん
5,000円



せんえん
1,000円



ごひゃくえん
500円



ひゃくえん
100円



ごじゅうえん
50円



じゅうえん
10円



ごえん
5円



いちえん
1円

ご用件はなんですか？

しょうめいしょ ほしい
証明書が欲しい



そうだん したい
相談したい



とどけて 届出したい



しはら 支払い



ぜいきん
税金



しょうがいふくし
障がい福祉



ねんきん
年金



こくみんけんこうほけん
国民健康保険



しゅっさん こそだて
出産・子育て



こうれいしゃ かいご
高齢者・介護



すまい
住まい



ゴミ



あんない
案内します



ぶん
待ってください



ばんごう
番号で呼びます



か
書いてください



ヘルプマーク



外見からは分からなくても援助を必要としている人のためのマークです。

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが、外見からは分からない人がいます。

そうした人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、多くの都道府県で「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

●電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な人がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

●駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な人がいます。

●災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人など状況把握が難しい人、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な人がいます。

おわりに

障害者基本法は、「……障害者は社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる……」ことを基本理念としています。また、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、その法律の目的を、「自立と、社会活動への参加を促進するため、援助するとともに必要な保護を行う……」こととしています。

さらに、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）においても、この基本理念にのっとり、障がいのある全ての人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することとしています。

つまり、障がいのある人が社会、経済、文化活動などで主体者となり、社会活動へ参加するためには、社会全体で、必要な援助を行い、安心して暮らせるように配慮していくことが必要となっています。

この職員対応要領（マニュアル）は、まずは、知ること、理解することからはじめ、窓口業務に限らずさまざまな場所・場面で、本人の困り感や生活のしづらさに気づき、きめ細やかな心配り（合理的配慮）と適切な対応を行うことにより、障がいの有る無しに関わらず、健康で幸福を感じるまち「健幸都市うえだ」に寄与するものと考えます。

附則

- 1 この要領は平成28年4月1日から施行する。
- 2 必要があると認められるときは、所要の見直しを行うこととする。

附則

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。

障がいのある人への職員対応要領
【窓口等対応マニュアル】

平成 28 年 3 月 初版 発行
令和 3 年 3 月 改訂・発行

発行・編集
上田市 福祉部 障がい者支援課